

「信太山墓地（第1・2区）」募集要領

名称	信太山墓地
所在地	和泉市伯太町四丁目1064
募集区画数	第1区 1区画 第2区 2区画
面積 1区画	3.0㎡（間口1.5m・奥行2m）
使用料	550,000円
管理料	72,000円
合計	622,000円

1. 募集対象者

申込時点で、和泉市に住民登録があり引き続き居住されている世帯主で、下記いずれかの条件に該当する者を対象とする。

- ① 自宅に遺骨を保管している者。
- ② 寺院等に遺骨を預けている者。

ただし、一世帯1区画とし、既に本市の市設墓地使用許可を受けている者は除くものとする。

2. 受付期間・場所

和泉市墳墓使用許可申請の受付は令和7年10月1日（水）から同月31日（金）までの土・日・祝日を除く午前9時から午後5時15分までに市民室（①番）で行うものとする。

3. 申請時に提出（持参）するもの

- ① 和泉市墳墓使用許可申請書
- ② 住民票の写し
- ③ 申請者と死亡者との続柄及び死亡者を確認できる書類（戸籍謄本、除籍謄本等）
- ④ 自宅に遺骨を保管又は寺院等に遺骨を預けていることが証明できる書類（火葬許可証写し又は埋蔵に関する証明書等）
- ⑤ 110円切手1枚
- ⑥ 同意書
- ⑦ 希望区画確認書

※ ②及び③については、申請者の同意に基づき本市において確認ができる場合は、省略するものとする。

4. 使用区画決定方法等

希望区画を1区画申し込み、重複しなかった場合はその区画で決定とし、重複した場合は、公開抽選とし、区画決定後の変更等は認めないものとする。

また、抽選に外れた方で、希望者には、区画を抽選により決定するものとする。

(詳細については、抽選要領参照)

抽選日時 令和7年11月5日(水) 午前10時00分

抽選場所 和泉市役所別館3階3-4会議室

また、抽選結果等の通知は令和7年11月7日(金)付けで発送する。

5. 補欠

3区画の使用許可決定者以外に3名の補欠者を選考し、使用決定者の内、令和7年11月10日(月)から同月28日(金)までに辞退者があった場合又は、決定者に不適格者があった場合は、繰上げるものとする。

6. 永代使用料及び永代管理料納付期限等

永代使用料及び永代管理料納付期限は令和7年11月10日(月)から同月28日(金)までの土・日・祝日を除く午前9時から午後5時15分までとし、市民室窓口(①番)へ一括納付するものとする。

なお、期限内に納付がない場合は、辞退したものとみなし、使用許可の決定を取り消すものとする。

7. 墳墓使用許可証の交付

墳墓使用許可証の交付は、別途通知する日時に、和泉市墳墓使用許可申請受付済証、墳墓使用許可証の交付通知書を提示し、永代使用料及び永代管理料の納付があった者に交付するものとする。

8. 使用許可後の条件等

①使用許可日から3年以内に巻石並びに墓碑(木標)を建立するものとする。

なお、3年を経過しても使用しない場合は市に返還するものとする。

② 墓碑等建立時は、事前に墓地臨時使用許可申請書を提出し許可を受けるものとする。

③ 焼骨等を埋蔵するときは、埋蔵・改葬届を提出するものとする。

④ 使用者の死亡などで墳墓を承継するときは、墳墓承継使用許可申請書を提出すること。なお、承継使用者は使用者の相続人又は親族に限るものとする。

⑤ 墳墓の使用権を譲渡し又は使用場所を転貸しないものとする。

⑥ 使用区画内の草刈り等、適正管理を実施するものとする。

⑦ 使用后、巻石及び墓碑(木標)の変形(傾き等)や地盤の隆起、沈下等いかなる理由により使用に支障が生じた場合でも、一切の責任は使用者に帰属し、使用者で修復、工事等を行うものとする。

その他上記に掲げるもののほか、和泉市設墓地条例、同条例施行規則及び墓碑建立時における施工基準等を遵守するものとする。

問い合わせ 和泉市市民生活部市民室市民生活グループ 電話 0725-99-8120

「信太山墓地（第3区）」募集要領

名称	信太山墓地
所在地	和泉市王子町283番ほか
募集区画数	第3区 7区画
面積 1区画	1.5㎡（間口1m・奥行1.5m）
使用料	275,000円
管理料	36,000円
合計	311,000円

1. 募集対象者

申込時点で、和泉市に住民登録があり引き続き居住されている世帯主で、下記いずれかの条件に該当する者を対象とする。

- ① 自宅に遺骨を保管している者。
- ② 寺院等に遺骨を預けている者。

ただし、一世帯1区画とし、既に本市の市設墓地使用許可を受けている者は除くものとする。

2. 受付期間・場所

和泉市墳墓使用許可申請の受付は令和7年10月1日（水）から同月31日（金）までの土・日・祝日を除く午前9時から午後5時15分までに市民室（①番）で行うものとする。

3. 申請時に提出（持参）するもの

- ① 和泉市墳墓使用許可申請書
- ② 住民票の写し
- ③ 申請者と死亡者との続柄及び死亡者を確認できる書類（戸籍謄本、除籍謄本等）
- ④ 自宅に遺骨を保管又は寺院等に遺骨を預けていることが証明できる書類（火葬許可証写し又は埋蔵に関する証明書等）
- ⑤ 110円切手1枚
- ⑥ 同意書
- ⑦ 希望区画確認書

※ ②及び③については、申請者の同意に基づき本市において確認ができる場合は、省略するものとする。

4. 使用区画決定方法等

希望区画を1区画申し込み、重複しなかった場合はその区画で決定とし、重複した場合は、公開抽選とし、区画決定後の変更等は認めないものとする。

また、抽選に外れた方で、希望者には、区画を抽選により決定するものとする。（詳細については、抽選要領参照）

抽選日時 令和7年11月5日（水） 午前10時00分

抽選場所 和泉市役所別館3階3－4会議室

また、抽選結果等の通知は令和7年11月7日（金）付けで発送する。

5. 補欠

7区画の使用許可決定者以外に3名の補欠者を選考し、使用決定者の内、令和7年11月10日（月）から同月28日（金）までに辞退者があった場合又は、決定者に不適格者があった場合は、繰上げるものとする。

6. 永代使用料及び永代管理料納付期限等

永代使用料及び永代管理料納付期限は令和7年11月10日（月）から同月28日（金）までの土・日・祝日を除く午前9時から午後5時15分までとし、市民室窓口（①番）へ一括納付するものとする。

なお、期限内に納付がない場合は、辞退したものとみなし、使用許可の決定を取り消すものとする。

7. 墳墓使用許可証の交付

墳墓使用許可証の交付は、別途通知する日時に、和泉市墳墓使用許可申請受付済証、墳墓使用許可証の交付通知書を提示し、永代使用料及び永代管理料の納付があった者に交付するものとする。

8. 使用許可後の条件等

①使用許可日から3年以内に巻石並びに墓碑（木標）を建立するものとする。

なお、3年を経過しても使用しない場合は市に返還するものとする。

② 墓碑等建立時は、事前に墓地臨時使用許可申請書を提出し許可を受けるものとする。

③ 焼骨等を埋蔵するときは、埋蔵・改葬届を提出するものとする。

④ 使用者の死亡などで墳墓を承継するときは、墳墓承継使用許可申請書を提出すること。なお、承継使用者は使用者の相続人又は親族に限るものとする。

⑤ 墳墓の使用権を譲渡し又は使用場所を転貸しないものとする。

⑥ 使用区画内の草刈り等、適正管理を実施するものとする。

⑦ 使用後、巻石及び墓碑（木標）の変形（傾き等）や地盤の隆起、沈下等いかなる理由により使用に支障が生じた場合でも、一切の責任は使用者に帰属し、使用者で修復、工事等を行うものとする。

その他上記に掲げるもののほか、和泉市設墓地条例、同条例施行規則及び墓碑建立時における施工基準等を遵守するものとする。

問い合わせ 和泉市市民生活部市民室市民生活グループ 電話 0725-99-8120